

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第4回）

令和6年11月29日

【小玉利用環境課課長補佐】 それでは、皆様、定刻となりましたので、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第4回会合を開始させていただきます。

事務局を務めます総務省利用環境課の小玉です。本日もお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の資料は、本体資料として資料4-1から4-4、参考資料が4-1から4-2を御準備しております。

本日、山本構成員は御欠席となります。また、宍戸座長は、今、御都合により、途中からの御参加ということでございます。そのため、冒頭の議事進行は大谷座長代理にお願いをし、宍戸座長が御参加され次第、宍戸座長に引継ぎをお願いしたいと存じます。

それでは、大谷座長代理、よろしくお願ひいたします。

【大谷座長代理】 おはようございます。大谷でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

本日は、議題（1）、（2）としまして、10月8日に行いました第3回の会合を踏まえまして、10月10日から11月8日までの間、実施しておりました利用者情報に関するワーキンググループ報告書の案、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書の案に対する意見募集の結果について御議論いただく予定としております。進め方でございますけれども、それぞれのワーキンググループで区切りまして、それぞれ、まず事務局から御説明をいただき、その後に意見交換という流れで進めさせていただければと思っております。

また、議題（3）ということで、利用者情報に関するワーキンググループにおきまして、利用者情報の取扱いに関するモニタリングの結果について、事務局からの御報告が予定されております。

それでは、まずは議題（1）ということでございまして、資料では4-1、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書の案に対する意見募集の結果につきまして、事務局から御説明をいただきまして、その後、意見交換に進みたいと思います。

それでは、事務局、お願ひいたします。

【田中利用環境課課長補佐】 総務省利用環境課の田中でございます。利用者情報に関

するワーキンググループの報告書及び不適正対策に関するワーキンググループの報告書で寄せられた意見ということで御紹介させていただきたいと思います。

御意見をお寄せいただいた皆様、ありがとうございました。意見募集は2024年10月10日から11月8日まで実施いたしまして、意見提出者数として21件、法人・団体が13件、個人が8件でございました。

まず、不適正利用対策に関するワーキンググループの報告書から御案内していきます。

資料3ページ、総論でございます。私から全ての意見を今回取り上げることは難しいので、かいつまんで御説明をさせていただければと思っております。

まず、一番上、「国民を詐欺から守るための総合対策」も踏まえながら、特殊詐欺、フィッシングへの更なる対策として、SMSの不適正利用対策及び携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認の見直しの方向性が示されたことは大変時宜を得たものであるということで、御賛同の意見をいただきました。

また、2つ目、「ICTサービスを悪用した特殊詐欺及びフィッシングをより効果的に防止するために、更なる対策を講じる必要がある」ということで、同意する意見もいただきました。

次、不適正ワーキンググループの報告書の1つ目の柱として、SMSの不適正利用対策がありますけれども、その1つ目の議題として、SMSフィルタリングサービスを活用したマルウェア感染端末の特定・注意喚起の推進がございます。

こちらについての意見ということで、1つ目の3ページの下、通信の秘密の窃用等の問題を法的にクリアし、同社のスマホの利用者への注意喚起を行えるようにしてもらいたいということで、御賛同の意見をいただいております。

また、その2つ下の御意見ですけれども、不正SMS対策として、マルウェア感染端末の特定、注意喚起の推進が挙げられていることに賛同するという御意見で、スミッシングメッセージの拡散の抑制の取組が包括的に推進されることを期待する点については、通信の秘密の保護に関わる内容であることから、引き続き総務省において整理を進めていただきたいというような御意見もございました。こちらについて、御賛同の意見として承るとともに、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な検討を進めてまいります。

次が、5ページ目の一番下、利用者への注意喚起は非常に大切だが、利用者視点で考えた場合には、インシデントの対応も含めた検討が必要であり、具体的には、端末側でのマルウェアの特定と駆除、また、再発防止策も打つことが重要ということで御意見もいただ

きました。こういった御意見も参考にしつつ検討を進めてまいりたいと思います。

次、5ページ目の一番下から6ページの上にかけてで、スミッシングメッセージの申告受付の推進ですけれども、こちらは事業者横断で活用できるような仕組みの構築の方向性に賛同するというような意見がございました。

SMS関連事業者による業界ルールの策定についても、キャリア等が既にスミッシングを防ぐ取組を行っているので、業界ルールをさらに整備し、不正なSMS根絶を希望しますといった御賛同の意見や、MVNOにおけるSMSによる不適正利用対策の横展開及び利用者への周知啓発に努めてまいりますといった御賛同の意見、また、最後、SMS配信に関する業界ルールの策定の方向性に賛同し、事業者間で連携し、ルールの策定を推進してまいりますとの御賛同の意見をいただきました。ありがとうございました。

迷惑SMS対策に係る周知啓発の推進についても御賛同の意見で、官民で連携を行うとともに、迷惑SMSの対策や最新情報の発信などを検討していきますということに加えて、一番下のところですが、RCSを活用することでSMSよりも安全になる部分もあるが、エンドツーエンドの暗号化などが進むと網側のセキュリティ検査が困難になる問題もあるので、「RCSが安全」という雰囲気啓発にならないように、利用者には端末側でのセキュリティ対策、詐欺対策が求められるといったことをうまく伝える必要があるということで、こちらについては、今回お寄せいただいた御意見を参考に検討を進めていきたいと思っております。

次、第2章、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直しの方向性についての御意見について御紹介していきます。

まずは総論の部分ですけれども、携帯電話の不正利用防止に資する取組であり賛同するといった御意見、その一個下のところで、対面での読み取りの義務づけに伴い手続の煩雑化、複雑化が想定されるので、相当の措置期間の設定と併せて、幅広く利用者への周知を丁寧に行う必要があるというような御意見をいただきました。こちらについては、携帯電話不正利用防止法の施行規則の施行に当たっては、必要な周知・広報を行ってまいりたいと思っております。

次、その下でございますけれども、本人確認方法の見直し内容、特にデジタル技術を活用した方法への変更への対応に当たり、システムの開発・改修等が必要であることから、各種対応が必要となる実情に配慮した、実現可能な準備期間が設けられることを要望するという御意見がございました。こちらについては、適切な準備期間が確保されるよう努め

てまいりたいと思っております。

加えまして、こちらの8ページ目の上から2番目ですけれども、改正内容の確定から施行まで、最低1年以上の期間を設けることを要望いたしますといった御意見もございました。いずれにせよ、適切な準備期間が確保されるように努めてまいります。

非対面における券面を確認する方法の廃止でございます。こちら、1つ目の意見ですけれども、非対面での取引において、不正利用につながる本人確認方法を廃止することについて賛同するというので、施行に当たっては、十分な準備期間を設けていただくことを要望するといった御意見がございました。

その2つ下でございます。マイナンバーカードをはじめとするICチップを搭載した本人確認書類の普及が必要であり、政府広報をはじめ、社会全体での周知啓発が重要である。事業者のシステムの改修や、公的個人認証サービスの電子証明書の手数料など、相応の負担が必要になると考えられ、その普及に向けてはこれらの負担を最小化する必要があると考えるということで御意見いただきました。お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

10ページ目の最後のところですが、ICチップ付書類未保持のお客様は非対面での携帯電話契約が不可となることが想定されます。ICチップ付書類未保持を理由に携帯電話契約不可となることは、事業法の役務提供違反には該当しないことの明確化を要望いたします」といった御意見もございました。こちらについては、非対面における本人確認においても、住民票の写し等の偽造・改ざん対策が施された本人確認書類を送付するとともに、当該本人確認書類に記載された住居に宛てて携帯電話端末を転送不要郵便物で送付する方法を存置する予定でございます。いただいた御意見については、本人確認の在り方については、関係者から意見を聞きながら検討を進めてまいります。

対面における電子的な確認方法の義務化について御賛同の意見で、「全国の携帯電話販売店だけではなく、訪問での御契約時など、対面で本人確認を行うケースは種々あることから、それら全てでICチップを読み取る等のデジタル技術を活用した仕組みを導入するために、施行に当たっては、十分な準備期間を設けていただきたい」といった御意見もございました。施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。

「免許証の読み取りに関しては、2種類4桁のパスワードを入力しなければ本人特定事

項の読み取りができないといった制約があり、利用者が暗証番号を覚えていない場合の対応など、多くの課題があります。適切に本人確認を実施するためには、システム改修や運用フローの確立、利用者への十分な周知啓発等が必要であり、読み取る情報や照合が必要な情報といった具体的かつ詳細な内容の整理も必要」ということで、「制度化にあたっては、十分な時間と丁寧な議論をすべく、検討の早期開始を希望します」ということで御意見をいただきました。こちらについては、いただいた御意見を参考にしつつ、事業者や利用者への過度な負担とならないよう、事業者のみならず政府において必要な周知・広報を行うとともに、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3番、例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置というところで、13ページの上のところですが、非電子的な方法の例である原本送付+転送不要郵便方式は、利用者及び事業者ともに負担が生じ、代替的な確認方法としては現実的ではないと考えます。利用者、事業者双方にとって負担とならないような方法を検討すべく、事業者との十分な議論、検討の場を用意していただくよう要望いたしますという御意見をいただきました。施行に当たっては、いただいた御意見を参考にしつつ、事業者や利用者への過度な負担とならないよう、政府においても必要な周知・広報を行っていきたいと思っております。

その下に移りまして、ICチップ付の本人確認書類を御持参できず、御契約いただけないことは、利用者の利便性の低下につながりかねないということから賛同ということで、また、ICチップ付本人確認書類を御持参いただいた場合でも、暗証番号の必要性を認識せず、暗証番号を忘失した来店などもあるので、国から国民に対して周知いただくよう要望しますとの御意見がございました。

また、外国大使館員、在日米軍、外交官、領事館、国際機関の職員は、現状ICチップ付の本人確認書類の取得ができないため、非電子的な確認方法を認めることの明確化を要望しますといった御意見ですとか、例外的に代替手段として、非電子的な確認方法と記載のあるところ、実際にこれが制度化されることになった場合には、当該非電子的な確認方法を認める場合についての判断基準を具体的に示していただきたいといったような御意見もございました。こちらについても、いただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

登記情報のサービスとの連携と、法人の契約担当者の電子証明書の導入ですけれども、法人顧客における利用者の利便性が向上することから、御賛同の意見をいただきました。

過去の本人結果に依拠する方法というのは慣習法において認められているんですけども、同様の規定を追加する場合は、本人確認における保証レベルが高く、また、最新の本人特定事項を取得可能な本人確認を実施することが適当であり、依拠先として、公的個人認証が行われているPF事業者やSP事業者とすることが適切というような御意見がございました。

もう1点、15ページの上、過去に一度行われた本人確認結果に依拠する形でこれを同一IDでひもづけられた他のサービスにおける本人確認にも活用することができれば利便性の向上が図られるため、総合的に検討を進めていただきたいといった御意見もございました。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

継続的顧客管理による確認記録の更新ですけども、本人確認の結果に依拠する方法を採用する際に必要であるものの、必ずしも必要な対応ではないので、あくまでも任意の対応として認められることが望ましいというような御意見がございました。

その他、見直し事項ですけども、券面の画像情報の保存については、電子的な確認方法の導入後においても制限されないことを要望するといった御意見ですとか、照合のために券面スキャンによる画像情報を取得することは、適切な審査のために必要な行為であるので、適切な審査に必要な対応が制限されないよう配慮いただきたいといった要望がございました。

17ページの一番上の部分ですけども、電磁的方法における確認記録の保存方法の見直しを行うだけではなく、利用者にもその情報を開示することを希望いたしますといった御意見もいただきました。こちらですけども、本人確認記録は個人情報を含むことから、個人情報保護法の適用を受けるため、本人確認記録の保存に当たっては事業者において、同法に基づき適切に対応するべきものと考えておりますけれども、いただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

以上、不適正利用に対するワーキンググループ報告書についての意見募集の内容について御説明させていただきました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

座長の宍戸でございますが、本日、所用により遅参いたしまして失礼しました。この間、進行を大谷座長代理にお願いいたしましたけれども、御負担をおかけいたしました。

それでは、ただいま事務局より御説明いただきました内容について、構成員の皆様方から御質問、御意見等をいただければと思います。チャット欄に御発言の御希望を書き込ん

でいただければ、私より指名をさせていただきます。いかがでございましょうか。

大谷座長代理、お願いいたします。

【大谷座長代理】 ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきましたように、多数の参考となる御意見を寄せていただいた皆様に御礼申し上げたいと思います。

それで、基本的に賛同の御意見をいただきましたけれども、周知の必要性、それから、十分な準備期間の必要性といったことについて御意見をいただいていると思いますので、十分な準備期間の中には事業者としての対応もごさいますし、あとは、一般の利用者の方に向けての広報ということについては、やはり事業者だけではなく、政府側の取組というものも必要になってくるということを考え方のところにも示していただいておりますので、これを適切に進めていくための体制を用意する必要があると考えております。

私からのコメントは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかの構成員から御発言の御希望ございますでしょうか。

木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 すみません。木村です。

皆様からの意見をいろいろ拝見しまして、もちろん電子化というのは望ましいとは思いますが、それができない方に対する配慮というか、取り残さないようにということと、利用者に対して広報していただいて、混乱しないようにということについて、ぜひ配慮いただければと思います。

ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

パブリックコメントにつきましては、先ほど大谷座長代理からお話ありましたように、非常に貴重な御指摘をいただいたと思いますが、全体として、かけさせていただいたワーキンググループの報告書（案）におおむね御賛同である、あるいは、その他の御指摘については、今後、この仕組みを実装していくという中で、配慮する事項として総務省において受け止めていただくということで、構成員の皆様からも、その方向に御異存ないと受け止めたところでございます。

つきましては、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）につきまして、

(案)を省いて、これで決定するということとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。御出席の構成員の皆様から御賛同いただきましたので、そのように今後取り扱わせていただきます。

それでは、議題(2)に移ります。資料4-1のうち、利用者情報に関するワーキンググループ報告書(案)のほうに対する意見募集の結果について、資料4-1の後半になります。また、資料4-2、SPSIについて、今後検討を深めるべき事項の案について、事務局より御説明をいただき、その後、構成員の間でも意見交換を行いたいと思います。

それでは、御説明よろしく申し上げます。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

引き続き事務局より、議題(2)、利用者情報に関するワーキンググループ報告書(案)の意見募集の結果について御説明します。

簡単な振り返りでございますが、本報告書案は、スマートフォン上の利用者情報の適正な取扱いに関し、関係事業者が取り組むことが望ましい事項を定めたスマートフォンプライバシーイニシアティブ(SPI)と呼ばれていましたが、その改定を検討した結果を取りまとめたものでございます。

海外の規制動向や有識者の御意見を踏まえまして、ダークパターンですとか、プロファイリングですとか、セキュリティに関する事項を新たに盛り込んだ「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」という案を意見募集させていただいたものです。意見募集の結果は、資料4-1の19ページ以降が、利用者情報WGの報告書案に対する意見及びこれに対する考え方になります。

最初に、ページが飛びまして大変恐縮ですけれども、報告書案に含まれているSPSIの案に技術的な修正をさせていただきたいと思っております。資料4-1、30ページでございます。そちらで2つの段落がございます、2番目の段落で、「「情報送信の停止」とあるが」というところから始まる団体からの御意見ですけれども、要は、SPIの中の記載にあるオプトアウトについて、原案では単に「情報送信の停止」となっていたのですが、こちらは「利用の停止」も含まれるのではないかという御指摘でございました。

こちらにつきましては、事務局でも確認しましたが、電気通信事業の個人情報保護委員会で共管しているガイドラインがございまして、その外部送信規律のところのオプトアウト

トの定義に照らしても、オプトアウトは情報の送信または利用を停止すると規定されていますので、報告書案で言いますと、資料4-4ですけれども、後ほど御確認いただければと思いますが、報告書案47ページを修正しまして、「情報送信の停止」という記述から「情報送信又は利用の停止」と、御意見を踏まえまして修正をさせていただきます。これが第1点目でございます。

次に、基本的には御賛同の御意見を極めてたくさんいただいておりますし、細かい技術的な点についても様々な団体・個人からいただいておりますが、時間の関係から私から逐一御紹介するのはやめまして、今後の検討に向けて幾つか重要な御指摘がありましたものをピックアップさせて御紹介させていただきます。

まず第一に、SPSIのスコープ対象範囲についてでございます。23から24ページでございます。23ページの一番下、「現状でも様々な切り口で」というところから始まるものがございますけれども、そこから24ページ目まで行っていただくのですが、要は、こちらの消費者団体からの御意見ですけれども、スマートウォッチやスマートリングは利用者の身体情報を常時取得することが可能であることから、極めて多くの情報を取得できますねと。そういうデバイスですから、議論を始めることは急務であると。つまり、SPSIの対象に含めるのはどうなのかというような御意見をいただいております。

あるいは、前回、大谷先生や森先生から御指摘をいただいたウェブサイトへの対象拡大についても、パブコメ上でも御意見をいただいております。24ページ、事業者からの御意見でございます。24ページは1、2、3とありまして、2番目の「電気通信事業における」というところから始まるものですが、要は、この「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」でも、既にウェブサイトを含む個人情報等の取扱いというのが示されているため、SPIとの関係で平仄を合わせる、明確化すべきというような御意見がございました。

その一方で、24ページ目から25ページ目にかけて、24ページ目の1、2、3と並んだ「ウェブサイト（＝ウェブページの集合）」というところから始まる御意見ですが、ウェブサイトについて議論する際に、ブラウザのアプリケーション等について技術的に十分に理解することが必要不可欠であること、あるいは、スマートフォンを利用するときに取得されるデータが、情報の性質ですとか、利用の目的ですとか、取得方法ですとか、あるいは、保存場所ですとか、そういったことが様々に異なるのではないかと。それらの情報が関係者にどのように取得されたり、保管されたり、利用されたりするのか、その際にどの

ような制約が課されているのかというのを十分に調査して、ウェブサイトの対象の拡大に際しては、専門家を交えて慎重に議論すべきというような御意見も出されています。

ひとまず次のトピックとして、青少年の保護でございます。33から34ページでございます。33ページから始まる議論として何があるかと言えば、御意見として、「スマートフォン利用者情報・セキュリティ」というところで始まっている御意見について、こちらもインターネットの保護団体の方からの御意見ですけれども、子供に対する配慮に関して、青少年保護の観点から取り組むべき事項ですとか、望ましい事項について検討が行われることを要望するという御意見が寄せられています。

また、スマホ利用一般に関しても、アプリ提供者のみならず、アプリストア運営者その他の関係事業者等が、幅広く、青少年が安心・安全にサービスを利用できるような適切な環境の整備に取り組むことが重要との御指摘もございました。

第3に、SPSIの位置づけについてでございます。またページ数が前後してしまい恐縮ですけれども、21ページ目を御覧ください。これは団体からの御意見で、22ページ目は、3つ箱があるうちの一番最後の箱ですけれども、要は、団体からの御意見で、SPIは幾つかの項目について、法的に必須の項目もあるはずであろうと、そういうところで注釈があってもよいのではないのかという御意見が示されています。

また、23ページのほうに行ってください、その上のほうの御意見ですけれども、SPIにおいて法令に定めのある用語の定義や特定の行為を行うまたは行わないことと記載されている箇所について、法令上の根拠を示していただきたいとの御意見がございます。もちろん、こういった御意見、我々もWGにおいて本方針の位置づけはかなり明確にしています、法令から一歩進んだベストプラクティスにするですとか、関係者・事業者に望ましい対応を記載するということは、SPIの正確として明示化はしているものの、法令において規制されている事項というのをよりビビッドに記載の方法を考えていくということは、今回いただいた御意見を参考にさせていただく部分もあるのかと思っております。

また、個別の観点でございますけれども、33ページでございます。4つの箱がある中で、3番目でございます。「こどもの利用者情報の項では」というところでございますけれども、子供は、契約など様々な場で保護させているということなので、こどもの利用者情報の項では、「望ましい」ではなく、「強く望まれる」、あるいは「必要である」等の表現に変更してほしいというような御意見も示されております。今回、ここでそういった価値判断を下してそのまま反映するというわけではないのですけれども、確かにSPSIの原案では、

望ましい事項というものを羅列させていただいているものの、推奨度ですとか重要度について重みをつけてグラデーションを持って規定はされていないということですので、こちらも今後検討をしていくべきものなのかと思っております。

次に、資料が変わりまして、資料4-2でございます。

事務局といたしましては、今回3月からWGにおいて議論を積み上げてきたスマートフォンプライバシーセキュリティイニシアティブを含む報告書案につきましては、今回セットさせていただきたいと思っております。

他方、報告書案で示されている今後の検討課題、例えば、ウェブサイトへの対象拡大、あるいは、SPSIの先ほど御紹介したようなパブリックコメントにおいて寄せられたような意見を踏まえまして、今後SPSIについて検討を深めていくべき事項として、以下のような事項について検討を行ってまいりたいと思っております。

ここでは検討を深めていくべき事項ということで、3つ出させていただいております。大体先ほどの御紹介ぶりと重なるのですけれども、1番目に、SPSIの対象スコープでございます。

細かく申し上げますと、デバイスについてです。スマートフォンとそれ以外のデバイスにおける利用者情報の取扱いについて、どのような点が共通し、または異なるか等について調査等を行った上で対象スコープを議論すべきではないか。

あるいは、2番目、ウェブサイトでございます。こちらも多くの先生から御指摘いただいておりますが、アプリケーションとウェブサイトとで取得する利用者情報の取扱いに差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、ウェブサイトを対象とするべきか検討すべきではないかということでございます。

2番目に、こちらはパブコメで青少年の団体からいただいた御意見ですけれども、スマートフォンの低年齢からの利用が進んでおり、子供の発達段階に配慮を要するということですから、青少年保護の観点から取り組むべき事項、望ましい事項について検討すべきではないかというところでございます。

3番目の論点としまして、位置づけでございます。SPSIは、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載しているのですけれども、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すということができないか検討すべきではないかということでございます。

資料1と2は、これで終わりでございます。

次に、先般、先生方から、あるいは座長から公正取引委員会のトピックが出てきたと思っております。そこで、参考資料4-1を、御紹介させていただければと思います。

先般、公正取引委員会との連携を深めていくようにということを仰せつかりましたこととの関係で、今年の9月から始まっている公取の検討会について簡単に御紹介をさせていただきます。

公正取引委員会で、まず法律が一つ、令和6年6月ですので今年の6月ということになりますけれども、スマートフォンが急速に普及して、国民生活の基盤となる中で、そのスマートフォンの中のソフトウェアについて、セキュリティですとか、あるいは、プライバシーですとか、青少年保護ですとか、そういったことの確保を図りつつも、競争を通じて多様な主体によるイノベーションが活性化するように、あるいは、消費者が、それによって生まれる多様なサービスを選択できるということが非常に素晴らしいということで、競争環境の整備を行うために、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律、我々がスマホ新法とよく行っているものですが、そういったものが今年の6月に公布されているところでございます。

この法律、来年12月に施行されることが予定されておりまして、施行に向けて、セキュリティの確保ですとか、プライバシー、あるいは青少年の保護を図りつつ、そういった特定ソフトウェア、OSですとか、アプリストアですとかの競争を促進する観点から、公正取引委員会のほうで必要な政令ですとか、あるいは委員会規則、もっと細かく言うとガイドラインになりますけれども、そういったものの内容について検討することを目的として、検討会が開催されております。

これは9月30日に第1回が開催されておりまして、ちょうど昨日、第3回目の会合が行われて、ヒアリングが実施されたというふうに承知しております。

ひとまず、私からは以上でございます。ありがとうございました。

【宋戸座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明について、構成員の皆様から御質問、御意見があれば承りたいと思います。チャット欄に御記入いただければ、私より指名させていただきますので、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。大変よく分かりました。

資料4-2だと思いますけれども、パブコメの結果を受けて、このような検討を深めていくべき事項が出てきたのかと思いますけれども、まず対象スコープ、1番です。ウェブサイトに関しては、パブコメの中にもかなりあったと思うのですが、既に法令によって外部送信規律が入っていて、電気通信事業法上認められていて、そこについて、しかも、課題となるべきことというのが、立法過程において、つまり、ガバナンス検討会というところで最終的な議論をしたわけですけれども、その提案からすると、法令のほうはやや控え目な中身になっているということでありましたので、ターゲットとすべきラインというのもある程度ははっきりしている。レベルについてはそんなにははっきりしていないのですが、方向性については、法律の規制というのはまだまだ禁欲的なものなので、ベストプラクティスというのがあり得るのではないかとすることは明白ではないかと思っておりますので、ウェブサイトを対象とするべきか検討するというところで結構だとは思いますが、その際に、関係事業者に対する説明やヒアリングをやっていただく、調査をやっていただくということは誠に結構だと思いますけれども、これはぜひとも前向きに進めていただくべきことであろう、それが当然であろうというふうに思っています。

それから、(2)の青少年保護につきましては、これは私は思いつきませんでしたけれども、大変結構な提案ではないかと思っております、これが入ることによって、つまり、今スマートフォンプライバシーセキュリティイニシアティブですので、プライバシーとセキュリティを所管していたわけですけれども、そこに青少年保護が入れば、ある意味、スマートフォンの安全性ということを広くカバーすることができまして、その一方で、先ほど事務局から御紹介のありましたスマホ競争促進法の正当事由というものとも重なってきますので、法的にも整合性の取れたものに、法的といいますか、こっちはベストプラクティスですけれども、そのような現在の法制度ともバランスの取れたものになるかなというふうに思います。

以上です。

【宋戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかに御質問、御発言の御希望ございますでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷座長代理】 ありがとうございます。

今、森構成員がおっしゃられたこととほぼ重複しているのですが、やはり対象スコープのところのウェブサイトであるとか、そのデバイスの特性を踏まえて、所要の結論

を早くいただきたいなと思っているところです。

今回、拙速になりますので、それぞれの項目について、対象スコープに入れた上で深掘りすることが難しかったという事情があると思えますけれども、対象スコープに明示した上で、それぞれの特性に応じた望ましい対応等について明記するということが望まれますので、御質問としては、これはどのぐらいのタイムスケジュールで進めていかれるつもりでいらっしゃるか、事務局としての計画などを教えていただければと思っております。

段階的に、また対象スコープの議論をまずして、そして、並行して進めている青少年保護についての議論についても、これはいろいろな方の御意見も聞かなければいけないので、多少時間はかかると思えますので、段階的にリリースしていくということも含めて、早期の御対応ができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今後の進め方について、事務局がどういうふうにご考えておられるかという御質問ですが、いかがですか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

大谷先生、ありがとうございます。スケジュールにつきましては、ウェブサイトですとか、そういったところも、まずは事業者等のヒアリングですとかも丁寧に積み重ねつつやっていきたいと思えますし、あるいは、青少年についても集中して議論はしていきたいと思えますので、タイムスパンとしましては、そんな1年をかけるかどうかというところではありますけれども、まずは来年に向けて走らせていくというようなことになろうかと思えます。

また、できる限り、段階的でも親会になるべく早く上げられるように、こちらも努力したいと思います。

ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。資料4-2について、今、事務局から説明がありましたけれども、時間を空けずに引き続き検討を進めていくということで、賛成でございます。

デバイスですとか、ウェブサイトですとかについて、ワーキングでもエビデンスが必要ではないかとかいうこともありましたので、早急に進めていければと思っております。

青少年保護ですがけれども、今SNSでいろいろな問題が出ていまして、昨日もオーストラ

リアで規制法案が決まったということもありますし、今後、日本でどうしていくかということも含めて検討して、きちんとスマホが安全・安全に使えるような枠組みにしていかなければと考えております。

それから、位置づけについてですけれども、ベストプラクティスとはいうものの、様々な法令があって、事業者さんも混乱することはよくないと思いますので、きちんとしていくことは賛成でございます。

先ほど説明がありました公取との話の件ですけれども、利用者からしますと、いろいろなところからアプリケーションをダウンロードできるようになるというのはありがたい反面、やはりセキュリティとかプライバシーは不安な部分がありますので、ぜひ公取、消費者庁、経済産業省、そして総務省がきちんと連携を取って対応していただければと考えております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】 私も、対象スコープにウェブサイト等を付け加えることと、青少年保護について特別に検討することに賛成でございます。

青少年保護に関しては、森構成員もおっしゃっておられましたけれども、もともとスマートフォンプライバシーイニシアティブだったものに、セキュリティと青少年保護がこれから加わっていく、そのように、取り組むべき問題が多様化している中で、より完全なものにしていく必要があると思います。

また、その際に、パブリックコメントの中にもありましたけれども、「位置づけ」の問題として、とりわけ青少年保護に関して、「望ましい」ということの度合いが違うのではないか、対象がどんどん広がっていくことによって、それぞれの事項の重みは違ってくるように思いますので、その点についても配慮していくべきかと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

一通り御出席の構成員の皆様から御質問あるいは御発言の御希望を承りましたけれども、さらに何か追加でございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今日お話を伺っておりまして、まず第一に、資料4-1でございました利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）の意見募集、パブリックコメントについて

では、先ほど事務局から御説明ありましたように、貴重な御指摘を承った。その中で、特に報告書案について、オプトアウト等に関連する部分に一定の修文をすることについては、資料4-4で改訂された案としてお示しをいただいたところですが、これについても、構成員の皆様からは特段御反対はなかった、御賛同いただいたと受け止めました。

そこで、まず資料4-4、利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）につきましては、（案）を省いて、このとおり決定とさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、まず資料4-4、ワーキンググループ報告書については、今のとおり取り扱わせていただきます。

次に、資料4-2に関連して、非常に多くの御指摘、御発言を承りました。スマートフォンプライバシーイニシアティブについて今後検討を深めていくべき事項ということで、SPSIの対象スコープ、青少年保護、それから、位置づけについて、事務局からの提案ということに、やるべしと、むしろ早くどんどんやるべしという御意見をいただいたと思います。

そこで、私からの御提案ですが、本日、構成員の皆様からいただいた議論も踏まえまして、これは親会というよりはワーキンググループということで、本日御欠席の山本構成員に主査をお願いしているわけでありまして、その山本主査の下で速やかに利用者情報に関するワーキンググループの活動を始めていただき、また、その結果を親会、本研究会にフィードバックしていただくということで進めさせていただきたいと思っております。

また、その際ですが、深めていくべき事項のとりわけ（2）青少年保護につきましては、これまでのSPSIの検討からさらに対象事項を拡大するというようなところもございますので、この青少年保護に知見を有する有識者を新たにワーキンググループの構成員に追加したいと私としては考えております。具体的な人選につきましては、座長であります私に御一任いただきたいと思いますと考えておりますが、そのように進めさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。こちらもお認めいただいたものとして扱わせていただきます。

私のほうで山本主査とも御相談しながら人選を進めさせていただき、構成員を追加させていただいた上、利用者情報に関するワーキンググループにおいて、今お認めいただきました今後検討を深めるべき事項について御議論をいただきたいと思っております。

さらにでございますけれども、事務局より参考資料4-1を御紹介いただき、また、この場でも御指摘をいただきましたけれども、現在、公正取引委員会様において、スマホ新法、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けた検討が進められているということでございます。別紙にあります検討会のメンバーというのは、これまたそうそうたるメンバーであられると思っておりますけれども、しかし、そのそうそうたる方々で御議論をされるということに、こちらのワーキンググループの検討状況をその御検討の利用に供するというのも非常に有用なことではないか。総務省、公取、あるいは、経産省等々、連携を深めていくようにという御発言もございました。

そこで、ワーキンググループにおける検討状況を、この公正取引委員会の検討会のほうに、オブザーバーとして総務省も御参加いただいておりますので、適宜インプットしていただく、そういった公正取引委員会様との連携を深めていただくよう、研究会として総務省をお願いをしたいと考えております。

ここまでのところで事務局より何かございましたら、お願いいたします。

【大内利用環境課課長】 事務局の利用環境課長でございます。

取りまとめに向けましては、御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。両ワーキンググループの報告書につきましては、本日の御審議を踏まえまして、事務局において責任を持って公開手続を進めてまいりたいと思っております。取りまとめといいましても、大変重い大切な御指摘と宿題をいただいたというふうに受け止めてございます。本SPSIがその役割をさらに一層発揮できるように、我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、宍戸座長からいただきました御指示も踏まえまして、今後検討を深めるべき事項につきまして速やかに議論を行うとともに、公正取引委員会とはこれまで以上に緊密に連携を図ってまいりたいと思っております。

スピード感を持ってというふうに思っております、いらっしゃらないですが、山本先生以下、ワーキンググループの皆様には大変恐縮ながら、来月にも早速お集まりいただくような、そんな感覚でおりますので、また随時御報告させていただきます、今後の進め方をまた御相談させていただければと思っております。

本日はありがとうございました。

【宍戸座長】 大内課長、ありがとうございました。

それでは、議事（3）、その他報告事項でございます。事務局から、利用者情報の取扱いに関するモニタリングの結果について御報告をいただけるということですので、お願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 再び事務局でございます。

利用者情報WGのもう一つのトピック、SPSIの検討とはもう一つ別のトピックがございまして、これはプラットフォーム事業者等において利用者情報の取扱いに関してモニタリングを行うというようなミッションがございました。そのミッションが取りまとまりましたので、ここで一部御報告をさせていただこうかと思っております。

なお、本日午後に経済産業省についてこの内容をインプットするということになっておまして、こちらWGとしては報告するというようなことございまして、今この場を借りて親会のほうにも御報告を差し上げるということでございます。

前提のお話からさせていただきたいので、22ページをお願いします。こちら、経済産業省が所管しております特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律、いわゆる透明化法というものがございまして、こちらはデジタルプラットフォーム事業者に対する法律でございます。特に取引の透明性ですとか公共性を高めるという必要性がプラットフォーム事業者には高いということで、例えば、オンラインモールですとか、アプリストアですとか、あるいはデジタル広告ですとか、そういったところで取引条件の情報の開示ですとか、あるいは、自主的な手続の体制の整備等を求めています。

さらに、行政庁として、経産省と一緒に、報告書等を基に、プラットフォームの運営状況を毎年レビューすることになっております。そのレビューするところで、デジタル広告市場というのがレビュー対象の一つとして入っています。

26ページをお願いします。総務省に下りているものとして、パーソナルデータの取得と利用に関する部分というもののモニタリングが、デジタル広告市場の競争評価最終報告に、透明化法において確認をすべき項目というものとして、総務省に下りてきている項目が4つほどございます。

要は、パーソナルデータの取得とか利用に対する懸念というものがやっぱり広告でもあるだろうということございまして、主に4つの観点の情報の開示ということが重要なのではないかとということで、まず、パーソナルデータに係る取扱いについて、消費者が予見

可能性をもって理解し得る程度の情報として、「取得する情報の内容」ですとか、「取得する条件」ですとか、「使用の条件」ですとか、そういったものをプラットフォーマー側が開示していくということが求められるというのが1つ目の矢羽根でございます。

ターゲティング広告を実施する旨あるいは事前の設定の機会やオプトアウト機会をきちんと消費者に提供することが求められるというのが2番目の話です。

データの取得とか利用を消費者が拒否した場合でも、サービスを利用するオプションというのはちゃんと提供することというのが3つ目です。

データポータビリティといいまして、要は、自分のデータをほかの事業者に移転して、ほかのサービスを使うことができるようにすること、それができる場合には開示することということが4ポツ目でございます。

そういったところで、デジタル広告市場におけるパーソナルデータの取扱いというものを、総務省の中でWGの中で毎年レビューをしておりますということでございます。

1ページ目に、もう大体の概要といたしますか、最初の今、私がお話ししたようなことは書いております。

3ページ目でございますが、今回ヒアリングとして、3事業者にヒアリングをしているのですけれども、LINEヤフー、Meta、そして、Googleでございますけれども、こういった広告を扱う事業者に対して、この四角い赤枠の4つの項目についてヒアリングを行って、モニタリング資料をまとめております。

あまり長くなるのもあれなので足早に入りたいと思いますが、4ページ目、確認項目1でございます。取得する情報の内容、取得・使用の条件の開示についてモニタリングをさせていただきます。しております。

例えば、事業者の説明の概要として、LINEヤフーについては、ログインの有無ですとかアカウントの保有の有無について特段区分せずに、プライバシーポリシーを作成していたり、あるいは、Meta、Googleともに、プライバシーポリシーの中で、ログイン利用者、あるいはログアウト利用者、アカウントを持っていない利用者それぞれに向けて、取得する利用者情報の取扱いについて説明したりすると。こういった事業者の説明の概要を受けて、モニタリング結果を以下のように述べさせていただいたりします。

ログインの有無やアカウントの保有の有無によって、利用者に対する説明の水準に大きな差があるとは言えないものの、特にアカウントを持っていらっしゃる方の情報の取得について、各社が適切に説明を行っているかさらに把握すべきとの意見が構成員からあ

りまして、今後も実態を把握していくことですか、あるいは、プライバシーポリシーで、ログアウトしている利用者やアカウントを持っていない利用者に向けた説明を記載していない事業者も存在するので、利用者利益の確保の観点から、より明確化を求めていくことが望ましいですとか、あるいは、ログアウトをしている利用者、アカウントを持っていない利用者を含めて、プライバシーポリシーが利用者からどの程度読まれ理解されているのかを把握すべきという意見が構成員からありまして、今後も動向を注視していく必要があるですとか、そういったことを述べさせていただきます。

かなり大部になりますので、10ページ目、確認項目2に行かせていただきますけれども、ターゲティング広告を実施する旨、事前の設定やオプトアウトの機会の提供について開示されていたかどうかというところについてでございます。

モニタリングの結果としまして、今回LINEヤフー、Meta、Googleとやっていますけれども、ターゲティング広告のオプトアウトの機械をログイン利用者に提供していますけれども、一部の社において、ログイン利用者にオプトアウトの機会が設けられているにもかかわらず、アカウント作成時に同意を拒否する選択肢が設けられていないですとか、アカウント非保有利用者へのオプトアウトの方法について情報提供が十分でない等の指摘があるところ、今後も動向を注視していく必要があるですとか、そういったことを述べさせていただきます。

次に、11ページにあるのですけれども、アカウントを持っていない利用者が、ターゲティング広告のオプトアウトというのはできたりする場合があります。ただ、その設定画面がユーザーインターフェース上分かりにくいと、改善が必要ではないかという意見も構成員からいただいて、今後も動向を注視していくというモニタリング結果になっています。

次に14ページ目、確認項目3でございます。これは消費者がデータを取得・利用を拒否した場合の、サービスを利用するオプション提供の可否の開示についてです。LINEヤフー、Meta、Google各社とも、オプトアウトした場合にサービスの継続というのは可能です。つまり、オプトアウトしたからといってサービスが利用できなくなるというのは、それはあり得ない話ですということですが、観点を深めてみると、広告以外の方法にそういったものが、例えば、利用者情報について、広告表示には用いないという設定を利用者が行ったときに、広告以外の方法に本当に利用されないのか、削除されているのかという点は確認が必要でして、そういったところを聞いてみたところ、LINEヤフー、Googleでは、広告の利用をオプトアウトした場合でも、広告以外の用途に利用者情報が使用される場合がある

というヒアリング結果でしたので、モニタリング結果としては、オプトアウトしても広告以外の用途で利用者情報が使用される場合の実態について、今後把握していく必要があるとしています。

次に15ページ目、確認項目4でございます。データポータビリティの可否・方法の開示でございますけれども、各社とも、データポータビリティの機能を提供しているものの、ダウンロードできるデータの範囲や他社サービスへの転送が可能かどうかといった点については、実は各社とも差があつて、例えば、Metaなどは様々な選択肢を用意していたりしていて、あるいは、そういったところに比べると他社はやや劣るところもあるのかもしれないというような状況はございます。

昨年度、同じようにモニタリングをしたときに、事業者によって利活用される利用者情報というのは、取得したデータだけではなくて、その取得したデータを基に事業者が生成したデータ、プロファイリング等によって生成したデータが恐らく存在するというので、こうした生成データについて利用者がダウンロードできない点については、改善の余地があるのではないかという意見が構成員からありまして、今後更なる検討を要するとされておりまして。

この点につきましては、今回、各社から生成したデータを利用者がダウンロードできるという回答は必ずしもなかったところがございますので、モニタリング結果としても、動向を注視していく必要があるとしております。

今後のモニタリングに向けてというところで、我々がこれからやっていきたいことを書かせていただいているのですけれども、引き続き利用者情報ワーキンググループとして、モニタリングは来年度も継続してやっていくこと。そして、適宜必要なスキーム、経産省とのスキームとの関係では、経産省のほうにシェアをしていくということでございますけれども、要は、一番最後のポツですけれども、重要なことは、上記モニタリングを行うに当たって、利用者保護を確保する観点から、プライバシーポリシーをはじめとする利用者への情報提供について、特にアカウントを保有していない利用者に対してどの程度実施されているのか。つまり、アカウントを保有していない利用者というのは、おそらくプライバシーポリシーなどを、例えばLINEについて何も縁がないような方であれば、アカウントを保有していないということであれば、LINEヤフーのプライバシーポリシーを見に行くような機会はおそらくない。そういった方々についてどう手当すべきかということで、どの程度情報提供が実施されているかを見ていくということ。

